

社会福祉法人佐貫会

給与規程変更（案）

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当は、次の各号のとおりとする</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第30条に定める確定拠出年金手当前払金</u></p> <p>(基本給料表)</p> <p>第5条 職員に適用する基本給は、別表第1基本給料表から<u>確定拠出年金手当および確定拠出年金退職金に関する規程に定める確定拠出年金手当を控除した</u>とおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(年俸制)</p> <p>第14条 年俸制は、年間の年俸額を定め、年俸額の12分の1の額を第7条の規定により支給する。</p> <p>2 前項の年俸額には、第16条から第21条まで、第25条から第<u>29条</u>まで、<u>第31条</u>の規定を適用しない。ただし、第22条から第24条に規定する手当は、それぞれの勤務時間数を含めた相当分の額とし、職員ごとに決定する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第22条 時間外勤務手当は、所定の就業時間を超えて就業することを命ぜられ、勤務した職員に支給する。時間外勤務手当の額は、次のとおりとする。ただし、職務の等級5等級の職員には、適用しない。</p> <p>{(基本給+役付手当+資格手当+<u>確定拠出年金手当</u>)÷(1年間における1月平均所定労働時間数)}×1.25×時間外勤務時間数</p> <p>2 第1項の規定により月間60時間を超える時間外労働をした職員及び午後10時から翌日の午前5時までの間に時間外勤務をした職員の時間外勤務手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>{(基本給+役付手当+資格手当+<u>確定拠出年金手当</u>)÷(1年間</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当は、次の各号のとおりとする</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(基本給料表)</p> <p>第5条 職員に適用する基本給は、別表第1基本給料表のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(年俸制)</p> <p>第14条 年俸制は、年間の年俸額を定め、年俸額の12分の1の額を第7条の規定により支給する。</p> <p>2 前項の年俸額には、第16条から第21条まで、第25条から第<u>30条</u>までの規定を適用しない。ただし、第22条から第24条に規定する手当は、それぞれの勤務時間数を含めた相当分の額とし、職員ごとに決定する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第22条 時間外勤務手当は、所定の就業時間を超えて就業することを命ぜられ、勤務した職員に支給する。時間外勤務手当の額は、次のとおりとする。ただし、職務の等級5等級の職員には、適用しない。</p> <p>{(基本給+役付手当+資格手当)÷(1年間における1月平均所定労働時間数)}×1.25×時間外勤務時間数</p> <p>2 第1項の規定により月間60時間を超える時間外労働をした職員及び午後10時から翌日の午前5時までの間に時間外勤務をした職員の時間外勤務手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>{(基本給+役付手当+資格手当)÷(1年間における1月平均所</p>

新	旧				
<p>における1月平均所定労働時間数) } × 1.5 × 時間外勤務時間数</p> <p>(休日勤務手当) 第23条 休日勤務手当は、法定の休日に就業した職員に支給する。休日勤務手当の額は、次のとおりとする。ただし、職務の等級5等級の職員には、適用しない。 {(基本給+役付手当+資格手当+確定拠出年金手当) ÷ (1年間における1月平均所定労働時間数)} × 1.35 × 休日勤務時間数</p> <p>(深夜勤務割増手当) 第24条 深夜勤務割増手当は、所定の就業時間を超えて、引き続き午後10時から翌日の午前5時までの間に就業した職員に支給する。深夜勤務割増手当の額は、次のとおりとする。ただし、職務の等級5等級の職員には、適用しない。 {(基本給+役付手当+資格手当+確定拠出年金手当) ÷ (1年間における1月平均所定労働時間数)} × 0.25 × 深夜勤務時間数</p> <p><u>(確定拠出年金手当前払金)</u> 第30条 別途定める確定拠出年金手当および確定拠出年金退職金に関する規程に基づき支給する。</p> <p>(給与の減額) 第31条 (略)</p> <p>(期末手当) 第32条 (略) 2 期末手当の額は、職員の基準日における基本給及び確定拠出年金手当に基準日以前の期間における次の表に掲げる区分に応じた割合を換算し、佐貫会の業績等を考慮して職員ごとに決定する。 <table border="1" data-bbox="286 1249 1072 1289"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 3 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第33条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の基準日における基本給及び確定拠出年金</p>	(略)	(略)	<p>定労働時間数) } × 1.5 × 時間外勤務時間数</p> <p>(休日勤務手当) 第23条 休日勤務手当は、法定の休日に就業した職員に支給する。休日勤務手当の額は、次のとおりとする。ただし、職務の等級5等級の職員には、適用しない。 {(基本給+役付手当+資格手当) ÷ (1年間における1月平均所定労働時間数)} × 1.35 × 休日勤務時間数</p> <p>(深夜勤務割増手当) 第24条 深夜勤務割増手当は、所定の就業時間を超えて、引き続き午後10時から翌日の午前5時までの間に就業した職員に支給する。深夜勤務割増手当の額は、次のとおりとする。ただし、職務の等級5等級の職員には、適用しない。 {(基本給+役付手当+資格手当) ÷ (1年間における1月平均所定労働時間数)} × 0.25 × 深夜勤務時間数</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(給与の減額) 第30条 (略)</p> <p>(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、職員の基準日における基本給に基準日以前の期間における次の表に掲げる区分に応じた割合を換算し、佐貫会の業績等を考慮して職員ごとに決定する。 <table border="1" data-bbox="1305 1257 2092 1297"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 3 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第32条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の基準日における基本給に基準日以前の期</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新	旧				
<p>手当に基準日以前の期間における次の表に掲げる区分に応じた割合を換算し、佐貫会の業績及び職員の勤務成績等を考慮して職員ごとに決定する。</p> <table border="1" data-bbox="286 261 1072 301"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>(昇給)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(昇給の停止)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(退職金の支給)</p> <p><u>第36条</u> 退職金は、佐貫会<u>確定拠出年金手当および確定拠出年金退職金に関する規程</u>により支給する。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日に施行する。</u></p>	(略)	(略)	<p>間における次の表に掲げる区分に応じた割合を換算し、佐貫会の業績及び職員の勤務成績等を考慮して職員ごとに決定する。</p> <table border="1" data-bbox="1305 225 2092 264"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>(昇給)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(昇給の停止)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(退職金の支給)</p> <p><u>第35条</u> 退職金は、佐貫会<u>退職金規程</u>により支給する。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				